

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

警備業者が行う介護老人保健施設の警備業務の許可と罰金を支払ったドン・キー

先月は、介護老人保健施設の通常の夜間警備員の賃金の算出方法について考えましたが、
今月は、警備業者が行う警備業務に係る断続的労働について考えます。

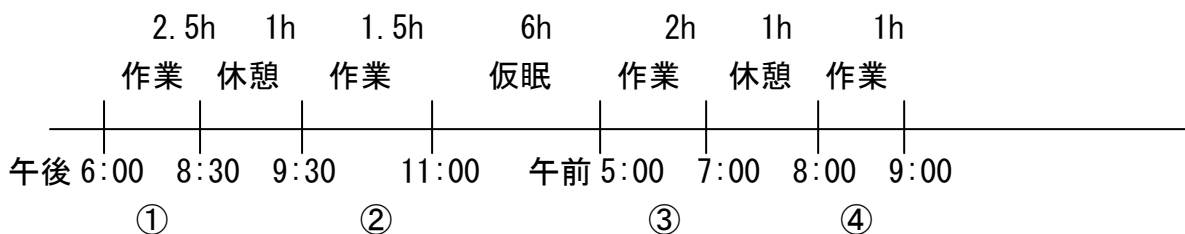
例として、介護老人保健施設の警備員の労働時間が、どのようになっていけば許可されるかを考えます。

- ①原則として、常態としてほとんど労働する必要のない勤務で、定時的巡視、施錠及び開錠、緊急の文書又は電話の收受、不意の来訪者への対応、非常事態発生への対応等を業務内容とするものであること
- ②実働が 4 時間以内で、巡視の回数は 1 勤務あたり 6 回以内とすること
- ③1 勤務の拘束時間は 12 時間以内とすること。但し、夜間に継続的 4 時間以上の睡眠が与えられていれば、拘束時間は 16 時間とする。
- ④勤務と次の勤務との間に 10 時間以上の休息時間を置くこと。但し、夜間に継続的 4 時間以上の睡眠が与えられていれば、休息時間は 8 時間とする。

以上のことを守ることによって、

警備業者に以下の時間帯での警備業務を委託しても構わないと思います。

図 1（拘束時間が 15 時間、仮眠が 6 時間、作業時間 7 時間）



①+②+③+④=7 時間（このうち実働は、4 時間で、あとの 3 時間は、警備室で休憩）

ここの業者も、断続的労働を導入するに当たっては、

労働基準監督署（以下労基署という）に 2 種類の届出を行い、許可を得ることになります。

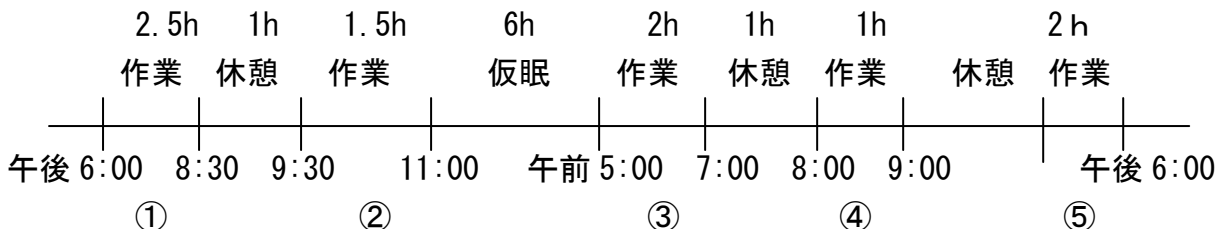
一つ目は、「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書」（様式 14 号）が必要になります。

2 つ目は、軽易な業務に従事する者（断続的労働に従事する者）に対しては、最低賃金法第 7 条の 4 項により最低賃金の減額特例が適用されますので、最低賃金よりも低い賃金設定が可能です。その際、最低賃金の減額特例許可申請を行う必要があります。正確な名称は、「断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書」（様式 5 号）です。

次に、警備業者が行う 24 時間勤務について労基からの許可を取り上げます

- ① 勤務の拘束時間が 24 時間以内の場合、夜間に継続して 4 時間以上の睡眠時間の確保が必要である。
- ② 巡視の合計時間（実働時間）6 時間以内
- ③ 勤務と次の勤務との間に 20 時間以上の休息時間を置くこと。
- ④ 1 か月に 2 日以上以上の休日を与えられること。

図 2（図 1 の事例は、実働は 4 時間です。）



今回の事例は、図 1 に次の日に夕方の午後 4 時から午後 6 時までの実働をセットすることによって、24 時間体制ができます。これで、実働は 4 時間+2 時間=6 時間以内にする事ができたわけです。

$$\frac{18 \text{ 時間} \times \frac{40}{100}}{24 \text{ 時間}} \times 100 = 30\%$$

$$845 \text{ 円} \times 0.3 = 253.5 \text{ 円} = 253 \text{ 円}$$

$$845 \text{ 円} - 253 \text{ 円} = 592 \text{ 円}$$

つまり、断続的労働の 1 時間当たりの賃金は、591 円ということになります。

その上で、一日当たりの賃金を計算すると、

$$\begin{aligned} & 592 \text{ 円} \times 24 \text{ 時間} + 592 \text{ 円} \times 0.25 \times 7 \text{ 時間深夜時間} \\ & = 14,208 \text{ 円} + 1,036 \text{ 円} \\ & = 15,244 \text{ 円} \end{aligned}$$

つまり、24h 勤務の場合、労働者に 1 日最低 15,244 円は支給する義務が出てきます。

ドン・キホーテに罰金 50 万円 従業員の長時間残業 東京簡易裁判所

大手ディスカウントストア「ドン・キホーテ」（本社・東京都目黒区）が従業員に違法な長時間労働をさせたとして、東京地検は 14 日、労働基準法違反の罪で、法人としての同社を略式起訴したと発表した。処分は 2016 年 10 月 13 日付。東京簡裁は 10 月 26 日に罰金 50 万円の略式命令を出し、同社は 11 月 9 日に納付した。起訴状によると、同社は東京都内の 3 店舗で、労基法に基づく労使協定で定めた上限を超える時間外労働を従業員 4 人にさせたとされる。協定では 3 か月につき 120 時間を上限としていたが、約 407 時間に達したケースもあったという。

2016. 10. 13 東京地検は、従業員に違法な長時間労働をさせたとして、
ドン・キホーテを処分した。

2016. 10. 14 地検は、略式命令を発表した。

2016. 10. 26 東京簡易裁判所は、10 月 26 日に罰金 50 万円の略式命令を出した。

2016. 11. 09 ドン・キホーテは、罰金 50 万円を納付した。